

ケインズにおける「蓋然的論証」と「行動」

—— いわゆる「J. M. ケインズ問題」との関連で ——

藤 原 新

はじめに 問題の所在

1. 有機的統一の原理
2. ムーアにおける行動選択の原理
 - (1) ムーアにおける善
 - (2) ムーアにおける行動
3. 『蓋然性論』における蓋然的論証と行動
 - (1) 蓋然的論証
 - (2) 論証の重み
 - (3) 行動選択の原理
4. 『一般理論』における期待と行動
 - (1) 合理的論証としての期待
 - (2) 慣行
 - (3) アニマルスピリット

おわりに

はじめに 問題の所在

『蓋然性論』¹⁾以前の「初期ケインズ」と、経済学者としての「後期ケインズ」との間に連続性があるか否かを問う、いわゆる「J. M. ケインズ問題」²⁾についての議論が、1980年代以降ケインズ研究者の間でなされてきた。この「J. M. ケインズ問題」では、ケインズが『蓋然性論』における「合理的な」蓋然的論証の体系化を目指したことに見られる「合理性」の重視と、とくに『一般理論』における投資決定の議論に見られる非合理的な行動の強調との間に不一致があるか否かがその主要な論点となっている。たとえば、浅野 [2005] は、この転換が、世界

1) ケインズの *A Treatise on Probability* は一般に『確率論』と訳されることが多く、ケインズ全集における佐藤隆三訳の書名もこの名称である。しかし、日本語の「確率」という語には蓋然性の数値的表現という語感があるが、英語の *probability* は、必ずしもこのような語感をもつ単語ではない。ケインズのこの著作は、常に数値化できるわけではない蓋然性の論理を扱うものであることから、本稿ではこの著作を『蓋然性論』と呼ぶこととする。

2) 宮崎 [1980a]。

大恐慌後の1933年のミカエルマス学期の講義に見られるとして、次のように述べている。「世界的な金融崩壊を受けての将来の不確実性の強調と人間の将来予想能力の限界の承認、これが、心理的要因に大きく左右される人間の行動とその動機の観察へと、ケインズの人間観を根本から変えていくとともに、ここに、全体としての経済のメカニズムとその運動に関する新しいマクロ経済理論の構築が重なることにより、かの「ケインズ革命」が完成することとなったのである。」³⁾そして、この転換について、ベイツマンの議論を借りながら、「……彼 [ベイツマン] は、人間の本性を合理的なものを見たネオ・プラトン主義的考え方へのケインズの反省が、蓋然性判断の合理性という初期主張からの転換と決して無縁ではないことを強調する。その上で、彼は、ケインズが初期と後期とで大きな転換を遂げたことを主張するのである。本書のこれまでの考察は、こうしたベイツマンの考え方をほぼ支持するものといってよい」⁴⁾と書いている。

このように、「初期ケインズ」と「後期ケインズ」の間の「転換」あるいは「断絶」を主張する論者には、ベイツマン、浅野栄一のほかに、デイビス、伊藤邦武らがいる⁵⁾。彼らの主張は、ラムジーの批判にケインズが承服したこと⁶⁾、「若き日の信条」における記述などを重視し、重要な部分でケインズの考え方に重大な変更があったとする。一方、この問題にたいして、カラベリ、フィッツギボンズ、オドネルらのように⁷⁾、この両者にいくらかの違いは存在するものの、基本的な部分ではケインズは終始一貫していたとする立場をとる者もいる。本稿は、この後者の立場をとる。

「若き日の信条」は、1938年、『一般理論』出版の2年後に「メモワールクラブ」で朗読され、のちにケインズの死後、ケインズの遺言によって出版されたケインズの回想文である。この回想文は、1915年のD. H. ロレンスとの出会いと、そこから発したロレンスによる激的なケインズ(たち)にたいする嫌悪の表明⁸⁾の理由を明らかにするという形で⁹⁾、55歳になったケイン

3) 浅野 [2005] 74 75ページ。

4) 浅野 [2005] 77ページ。

5) Bateman and Davis (eds.) [1991], Davis [1994], Bateman [1996], 伊藤 [1995], 浅野 [2005]。

6) ケインズは1931年に *The New Statesman and Nation* 誌に寄せたラムゼーの追悼文の中で、次のように述べている。「ラムゼーは私の提出した見解に反対して、蓋然性は命題間の客観的な関係にかかわるのではなく、(ある意味で) 確信の度合いにかかわるものであることを主張した……。われわれの蓋然性の度合い……の基礎は、われわれの人間の装備の一部であり、……形式論理学よりもむしろわれわれの知覚や記憶に類似した装備にほかならない。ここまでは私はラムゼーに承服する 私 は彼が正しいと考える。しかし、「合理的な」確信の度合いと確信一般を区別しようとした点では、彼はいまだ完全には成功していなかったと思う。単にそれが有益な知的習慣だというのみでは、帰納法の原理の根底まで達する理由にはならない。」Keynes [1933 (1973)] p. 339.

7) Carabelli [1988], Fitzgibbons [1988], O'Donnell [1989], O'Donnell (ed. [1991]).

8) この激しい嫌悪は、オットライン・モレルやデイヴィット・ガーネットに向けてのロレンスの書簡に見てとれる。これらの書簡はロレンスの書簡集 (Lawrence [1962]) にあるが、「若き日の信条」

ズが10代から20代初めの自分たちの考え方について述べたものである。そこで、ケインズは、この時期の自分たちについて、人間の本性を合理的なものであると考えていたが、それは55歳になってみると、非常に浅薄な理解であったと反省している。

「他の人もわれわれ自身もともに含めて、人間の本性とはどんなものかについて、今にして考えれば、浅はかにもある先験的な見方に立脚していた……。それはひどい考え違いであった。」¹⁰⁾

「われわれの総体的な精神状態の原因でもあり結果でもあるものとして、われわれ自身をも含めた人間の本性をわれわれは完全に誤解していた。われわれが人間本性の属性とした合理性は、判断のみならず、感情までも浅薄なものにすることになった。」¹¹⁾

ケインズは「若き日の信条」において、たしかに人間の本性に対する理解に少なからぬ変化が生じたことを告白している。しかし、一方で、「その当時、……われわれは極端な自信過剰と優越感と、われわれの宗教に改宗しない世間の人々すべてにたいする軽蔑の念を楽しんでい

にたいしてガーネットが書いた覚書にも再録されている。「……一人ひとり自分の堅い小さな殻に入っていて、その中から言葉を発するのです。謙虚さなどまったくありません。……それが私にはたまらないのです。……彼らのせいで、サソリのようにかみつくゴキブリの夢を見ました。……とても大きなゴキブリでした。私が半殺しにすると、逃げてしまいました。——しかしまた出てきたので、殺してやりました。私がやりきれないのは、ちっぽけな、群れをなす自我たちのこのおぞましきなのです。」「……ぞっとするほどいやらしいし、不潔だ。君の仲間のダンカン・グラントやケインズやピレルのことを考えると、気が変になりそうだ。君の仲間は私にゴキブリの夢を見せるのだ。……君はこんなゴキブリどもを見捨てなくてはだめだ。……ケンブリッジで、あの朝ケインズと会ったとき、それは私の人生における危機といえるものだった。苦痛と敵意と激情とで、私はまったく頭にきてしまった。……」(Keynes [1915 (1973)] p. 431)

9) この回想録がかかれた理由、ケインズが死後に出版を望んだ理由については、諸説ある。宮崎 [1980a] によれば、「ピューリタンの気質の知識人であった初期ケインズの思想を批判の対象としながら、それを通じて、人民戦線支持派のブルームズベリー・グループを批判し、『一般理論』公刊後の自己の成熟した思想の論拠を示そうとし、あわせて対独宥和政策の正当性を示そうとしたものと解釈できそうである」(37ページ)としつつも、Bell [1968] を引きつつ、ケインズの同性愛をロレンスが嫌悪したことにたいする弁明だとする可能性も示唆している。もし、後者であれば、この回想録は、人間関係にたいするロレンスの嫌悪を思想にたいする嫌悪であると弁明する意図をもったものであることが推測され、そうだとすれば、この回想録でケインズは自らの「若き日」の思想をやや極端な形で表現しようとする動機をもっていた可能性がある。

10) *EB*, p. 447. 訳文については、翻訳のあるものについては参考にしたが、必ずしも従ってはいない。また、傍点は原著者による強調。以下同じ。『若き日の信条』の訳文については、『山田耕之介教授最終講義資料集』(1996年)に多くを負っている。

11) *EB*, p. 448

た」¹²⁾とも書いており、合理的で正しい判断をすることのできる「われわれ」と、そうでない「他の人々」との違いを認識していたとも考えられる。

このような「若き日の信条」における合理性にたいするケインズの回想をわれわれはどのように理解すればいいのだろうか。この合理性にたいする態度の変化は、ケインズの本質的な部分にかかわるのだろうか。

この点を明らかにするためには、ケインズの著作に直接あたって、その中でケインズが世界や人間をどのようなものだととらえ、どのように描いているかを確認しなければならない。そこで、本稿においては、論理を主に扱う1921年の『蓋然性論』と、経済学の書である1936年の『一般理論』を用いて、そこでの記述を具体的に検討することで、この課題に向かうことにする。

本稿の立場は以下のとおりである。(1)「若き日の信条」を見れば、たしかに、とくに1910年代までの若いケインズと1930年代以降のケインズとの間には、人間本性における合理性の位置付けについての認識に変化があったことが主張されている。(2)しかしながら、ケインズの『蓋然性論』と『一般理論』の内容を検討するかぎり、この両者には「若き日の信条」が指摘するような認識の変化よりもむしろ、その本質的な部分で強い一貫性が存在する。(3)その一貫性を生むのは、「有機的統一」という考え方であり、それは『蓋然性論』においても『一般理論』においてもケインズの主要な前提となっている。また、両者とも「有機的統一」を対象とすることを強く意識し、それにふさわしい論述がなされている。(4)それにもかかわらず、この両者に違いがあるように見えるのは、『蓋然性論』がムーアの『倫理学原理』における「規則主義」や功利主義的な残滓を乗り越える意図で書かれた倫理の問題に深く根差したものであるのにたいして、『一般理論』が経済という具体的な場面での具体的な人間行動という実践的な活動を対象としていたという、両者の対象の違いにその原因の一つがある。(5)ケインズの主張の変化は、人間についての認識が深まっていたことによって徐々に生じたものであるが、それは「転換」ではなく、主張における力点の置き方の変化である。

本稿では、こうした立場を説明するため、1章で、ケインズにとって主要な概念である「有機的統一の原理」についてのケインズの考え方を確認した後、2章で、ケインズの『蓋然的論証の性質を理解する前提として、ケインズに直接の影響を与えたムーアの主張について、とくに、「善であること」と「善を為すこと」との関係にかんして検討する。3章では、ケインズのとくに『蓋然性論』における蓋然的論証の特徴と、その論証との関連で、実際に行動を行う場合の選択原理を、『蓋然性論』においてケインズがどう考えていたのかを見る。そこでは、『蓋然性論』においても、行動は合理性のみで決定されると考えられていたわけではないことが確認される。4章では、3章で検討された『蓋然性論』におけるケインズの議論が『一般理

12) EB, p. 442

論』を中心とする経済学にどのように結びついているかを確認する。

1. 有機的統一の原理

ケインズは、「若き日の信条」において、若き日から現在に至るまで変わらなかったものとして、人間社会を「有機的統一の原理」にしたがうものであると考えていたことを強調している。

「私自身は常に時間の経過にかんしても有機的統一の原理の信奉者であった。私には今もそれが、ただ一つ、理にかなったものに思われる。」¹³⁾

この「有機的統一」という考え方は、ムーアから学んだものだと考えられる。ムーアは、その『倫理学原理』第1章「倫理学の主題」において、有機的統一体 (organic unity)、有機的全体 (organic whole)、有機的関係 (organic relation)、などについて考察した箇所、この「有機的」という言葉について、次のように説明している。

「全体は、量的には、その部分の価値の総和とは異なった内在的価値をもっているという事実を指すために……そしてこのこととだけを指すために用いよう。」¹⁴⁾

ケインズにおいては、有機的統一の原理は、従来の功利主義が暗黙のうちに前提としていた「原子仮説」に対置される形で論じられている。ケインズは、『蓋然性論』において、この「原子仮説」を次のように説明しているが、ここでは「有機的統一」との対比が明確に意識されている。

「彼らが前提としていると思われるのは、……自然法則の[・]_・原子的性格である。もしこうした前提が正しいとなると、物質的宇宙の体系は法定の原子とでもいえるような（その大きさについてはこの言葉が与えるような意味合いを少しも持たないが）物体で、たとえば、その一つひとつがそれ独自の、互いに無関係で、独立で、しかも一定不変の影響を發揮するような物体から構成されていなくてはならないことになる。それは、全体の状態の変化が、一つひとつがもっぱらそれ以前の全体の状態を構成していた互いに無関係の部分に起因する、たくさんの独立した変化を寄せ集めたものであるからである。特定の物体の間には一定不変の関

13) *EB*, p. 436

14) Moore [1903] p. 36

係はないけれども、それにもかかわらず物体の一つひとつは他の物体にたいしてそれ独自の、他とは無関係な、一定不変の影響をもち、その影響は状況が変化しても変化することはない。もっとも、その物体以外の関連する原因がすべて変化すれば、全体の影響もほとんどどのような程度にも変化しうることは言うまでもない。一つひとつの原子はこの理論によれば、互いに無関係の原因として論じることはできるが、それぞれの場合に原子が、それぞれ異なった法則によって規定されるような、いろいろな有機的結合体を構成することはない。」¹⁵⁾

すなわち、ケインズにとって、有機的統一体がもつ特徴とは、それを構成する各要素が、相互依存関係をもち、その相互の影響は時間とともに変化し、個々の部分の変化を集計しても全体の状況の変化とはならない、ということである。この個所における記述からは、ケインズが、社会は原子仮説を前提とできるものでは決してなく、有機的統一体としてそれにふさわしい方法で分析されなければならないと考えていたことが見てとれる。

2. ムーアにおける行動選択の原理

(1) ムーアにおける善

周知のように、ケインズは自らがケンブリッジに入学した1903年に G. E. ムーアが出版した『倫理学原理』¹⁶⁾ に大きな影響を受けている。しかし、「若き日の信条」によれば、その影響は全面的ではなく、若き日のケインズはムーアの「宗教」は熱烈に受け入れながら、その「道徳」は捨てた (discarded) とされている¹⁷⁾。ムーアは功利主義批判の一つの論点として、功利主義が「善であること」と「善を為すこと」とを同一視したことをあげ、この両者を区別することが重要だと論じたが、ケインズのいう「宗教」は前者についての、「道徳」は後者についての問題だった。「若き日の信条」によれば、前者は「精神状態の属性としての善」であり、後者は「行動の属性としての正義」¹⁸⁾ である。

この「宗教」によれば、善とは自分自身や他の人々の精神状態であり、定義も分析も論証もできない。それは、「観照 (contemplation) と共鳴 (communion) という時間を超越した、ひたむきな心の状態」であり、「行動や成果というような結果に関連するものではない」¹⁹⁾ のである。

ムーアによれば、善は定義不能である。善にはどんなものがあるのかという問いには答えら

15) *TP*, pp. 276-277

16) Moore [1903]

17) *EB*, p. 436

18) *EB*, p. 445

19) *EB*, p. 436

れるが、これは「善とはなにか」という問いとは違った問いである。

「もし私が「善とはなにか (what is good?)」と問われるならば、私の答えは、善とは善である、ということであり、これでこの問題は終わりである。あるいは私が、「善はいかにして定義されるべきか」と問われるならば、私の答えは、善を定義することはできない、ということであり、そしてこれが善について私が言わなければならないすべてである。……つまり、善であるものについてのこれらの命題はすべて総合的であって、決して分析的ではない。」²⁰⁾

「私は、善なるもの (*the good*), すなわち善であるもの (*which is good*) については同様に定義できないというつもりはない。」²¹⁾

すなわち、ムーアは、どんなものが善であるかについて、その例を挙げることはできるけれども、善そのものについては、それをさらに細分化して別の下位概念で置き換えることはできないと言うのである。

ムーアは、善の定義不可能性について、「黄色」という概念を例に挙げ、善も黄色も単純な概念であるために定義できないと説明する。

「いかなる手段によっても、まだ黄色を知らない人に黄色がなんであるのかを説明できないのとちょうど同じように、善は何であるかを説明できない。……このような定義は、問題となっている対象あるいは概念がある複合体であるかぎりにおいて可能である。馬の定義はできる。馬はわれわれがそのすべてを数え上げることができる多くの異なった性質や特性をもっているからである。しかしそれらをすべて数え上げ、馬をもっとも単純な項にまで還元したとき、もはやそれらの項を定義することはできない。……それを考えたり、知覚することができない人には、いかなる定義によってもそれらの本質を知らせることは決してできない。……われわれは、黄色や善は複合的ではないと言う。黄色や善はこのような単純な種類の概念であって、そこから諸定義が形成されるけれども、そこでもって定義することができなくなる単純な種類の概念である。」²²⁾

ムーアは、善とは何かという問題については、功利主義を批判し、有機的統一の原理にしたがい、どんなものが善であるかを数え上げて、その総体が善となりうるわけではないと考え

20) Moore [1903], pp. 6 7

21) Moore [1903], p. 8

22) Moore [1903], pp. 7 8

ている。なぜなら、全体が部分の総和とは異なった内在的価値をもつ有機的統一体においては、ある善の追求が別の善の追求を妨げることで、全体としての善につながらないこともあるからである²³⁾。ケインズはこのような善の定義不可能性をそのまま受け入れた。

さらにムーアは、「善なるものは何か」という問いには、『倫理学原理』の第6章「理想」において、「人格間の愛情と美の享受が、われわれの想像しうるかぎり最善のもの」²⁴⁾であるとされている。ケインズもムーアのこの主張を受け入れ、「若き日の信条」において、われわれにとって善なるものは、「最愛の人、美、真実であり、人生における人間の主要な目的は愛、美的経験の創造と享受、認識の追求であった。なかでも、最初は愛であった」²⁵⁾としている。

しかし、本稿において重要なのは、むしろ、当時のケインズが受け入れなかったムーアのもう一つの側面である、「善を為すためには何をしなければならないか」という「道徳の」問題、すなわち行動にかかわる問題である。

(2) ムーアにおける行動

ムーアにおいて「何を為すべきか」が主に論じられているのは、『倫理学原理』第5章「行動に関連しての倫理学」である。ムーアは、「善を為すものは何か」、あるいは「善のために何を為すべきか」という道徳法則については、直観主義学派が主張するように自明なものではなく、「善とはなにか」、「善であるものは何か」とは違った、別個の判断が必要であると言う²⁶⁾。そして、その上で、「何を為すべきか」にかかわる判断に際しては、人間社会が有機的統一体であることに起因する困難が存在するとする。ここでムーアが主張する第一の困難は、変化する将来について、われわれが確実な知識をもつことができないということである。

「どんな行動が義務であることを示すには、……われわれの行動によって無限の未来にわたってなにかの形で影響を受けるすべての事象を知らなくてはならない。……しかし、われわ

23) ケインズは、功利主義にかんして、「どの部分であれ、ある部分におけるより大きい善は、それに反する証拠がない場合には、その部分におけるより小さい善よりも全体におけるより大きい善を確からしいものとするという仮定に依存している」(TP, p. 343) とし、そのうえで、「善が、同時的な部分から成り立っていようが継起的な部分から成り立っていようが、有機的(……)であると仮定するならば、このような仮定は容易には正当化されない。この問題は物理的法則が有機的であるのかそれとも原子的であるのかという第21章第6節で論じられた問題と似ている。」(TP, p. 343) と述べて、有機的統一体の原理の下では個別の善の増大が全体としての善の増大と必ずしも結びつくわけではないというムーアの議論を支持している。

24) Moore [1903], p. 189

25) EB, pp. 436-437

26) 「どんな道徳法則も自明ではないことは明らかである。……道徳的判断は、善それ自体の判断とは違って、物事の原因と結果にかんする因果関係の経験的研究によって確定されなければならない。」(Moore [1903], p. 148)

れの因果についての知識はあまりにも不完全だから、われわれはその知識だけで行動の結果について確信をもつことはできないことは明らかである。……したがって、倫理学が義務の完全な一覧表をわれわれに与えることはできない。」²⁷⁾

「実践倫理学が見出すことが望みうる最大のことは、ある状況においてとりうる少数の選択肢のうちで、どれが全体としての最善の結果を生み出すであろうか、ということである。……しかし、明らかにこのことでさえ、極めて困難な仕事である。……ある一連の行動が他のものよりも全体として善なる結果をもたらすだろうという見込みを確立しようとする際の最初の困難は、われわれが両者の結果を無限の未来まで考慮しなければならないという事実にある。……われわれの因果についての知識はまったく不十分だから、二つの異なった行動からどんな違った結果が生じるのかを知ることができるのは、ただ比較的短い間隔の時間内での結果についてだけである。実際、われわれは「近い未来」と呼ばれる範囲内の結果しか計算できないのである。」²⁸⁾

ムーアによる第二の困難は、部分と全体との不調和にかかわる問題である。「近い未来」について、ある個人にとって善をもたらす帰結を求めてある行動が行われ、その行動がその個人にとっては狙った善をもたらしたとする。この行動はこの個人の行動とその帰結が他の部分と切り離されて独立に生じるとすれば、全体としての善をその分増加させることになる。しかし、個人の行動や帰結が他の部分にならかの影響を与えるとすれば、その個人にとって善を高める行動は、もしかすると他の個人や集団にとっての善を損ない、全体としての善をかえって減らしてしまうかもしれない。「近い未来」であっても、このような個と全体の不調和は生じうるが、長い時間が経過した「遠い未来」についてみれば、このような相互的影響はさらに多く複雑に生じうるから、このような不調和が生じる公算は高まり、さらに不調和の大きさも増大するだろう。このように個別の善の増大と全体としての善の増大が必然的に結びついていないとすれば、すべての個人が個々の善を追及する行動をした場合に全体の善は必ずしも増大せず、かえって損なわれてしまう可能性がある。いわゆる「合成の誤謬」である。

このように、有機的統一体を前提とするかぎり、どのような行動を選択すれば全体としての善を増加させることができるかを知るためには、それぞれの行動と帰結の連鎖の長い鎖の全体について、その作用や反作用も含めて、知っていなければならないことになる。

「われわれが、ある状況の下で、ある仕方で行動することが常により善い、ということを知

27) Moore [1903], p. 149

28) Moore [1903], pp. 151 152

ろうとすれば、われわれは、他の状況の妨げがないとすれば、その行動がどのような結果をもたらすかを知るだけでなく、他の状況の妨げがない、ということも知らなければならない。しかも、このことを蓋然的以上に知ることは明らかに不可能である。」²⁹⁾

このように、変化しつつ、しかも個々の善い行動が全体の善さに必ずしも結びつかない有機的統一体においては、個人はどのような行動を行えば全体としての善を増進できるのかを確実に知ることはできない。とすれば、個人はどのような原則に基づいて行動すればいいのか。ムーアは、このような状況にあっては、個人は「一般的規則」にしたがうべきだとする「規則主義」の立場をとる。

「それらの規則は、既知のいかなる社会の状態においても、それらが一般に遵守されるならば、そのことは手段としての善であらうと思われる。……これらの規則は、……何がそれ自体として善であるかという第一の倫理的問題についての正しい見解とは独立に擁護できる。」³⁰⁾

ムーアはミル、ベンサム、シジウィックなどの功利主義は、どれも「善であること」と「善を為すこと」の区別がされていない点に問題があるとする。そのうえで、功利主義においては「善であること」が快樂の大きさと定義され、快樂の大きさを測定することで獲得されると批判する。ムーアは善とは直観によってのみ知られるものであって、快樂などといった別の概念で置き換えることはできず、それ以上分析することのできないものであるとしたのである。

しかし、「善であること」についてはこのように功利主義を批判したムーアも「善を為すこと」については、功利主義的であるとケインズは指摘する。ムーアは、行動の選択は、善を生む帰結と、ある行動がその帰結をもたらす蓋然性によって行われる計算の結果にしたがって行われるべきであると考えているからである。

ケインズによれば、ムーアのこの章は、「将来年齢の全系列にわたって、最終的に生ずる善の最も蓋然的な極大値を結果として生み出すように、その原因となる行動をする義務を論じた部分」³¹⁾であり、のちに述べるように、ケインズはムーアのこの部分は功利主義に立脚していると考えている。そして、このような極大値を求めるためには、善の大きさが測定可能であり、その善が生じる蓋然性も測定可能でなければならない。

ムーアによれば、本来、行動選択はこのように、帰結と、その帰結が生じる確率とを掛け合わせて得られる期待値によって決定されるべきではあると考える。しかし、このような計算を

29) Moore [1903], p. 155

30) Moore [1903], pp. 157-158

31) *EB*, p. 445

行うためには、ある行動がもたらすであろう帰結とその帰結が生じる蓋然性を将来にわたってすべて確実に知らなければならないが、直近の将来ならともかく、遠い未来については、われわれはこれらの知識をもつことができないから、このような計算は事実上不可能である。

このように将来についての確実な知識がない以上、本来行われるべき計算はできない。そこで、同じ善い帰結が得られればそれで良しとする「帰結主義」の立場から³²⁾、善い帰結を得るための次善の策として、ムーアは、長い年月を経て形成され検証されてきた一般的規則にしたがって行動を行うべきであるという、いわゆる「規則主義」をとった。一般的規則にしたがえば、計算ができたのと同じ善い帰結が得られるから、それが望ましい行動であると考えるのである。ケインズによれば、「善であること」については功利主義を脱却したムーアも「善を為すこと」については、「シジウィックとベンサム流の [功利主義的な] 計算法と、正しい行動の一般的規則の中に突っ込んでいた」³³⁾のである。

3. 『蓋然性論』における蓋然的論証と行動

ケインズが蓋然性の研究に取り組んだのは、このようなムーアの蓋然性についての考え方に対抗して、不可能性と確実性との間にある蓋然性という、論理学にとっても日常の生活にとっても重要な部分の論理を体系化することを企図したからである。「彼 [ムーア] の正しい行為に関する理論においては、蓋然性にたいする配慮が大きな役割を演じているが、実は、これが蓋然性を主題とする研究に、私が多年にわたって自由な時間のすべてを注ぎ込むことになる重要な原因であった。」³⁴⁾ 『蓋然性論』のもとになったのは、1907年のケンブリッジ大学でのフェロー審査論文だから、ケインズは『蓋然性論』の出版まで15年以上にわたってこのテーマに取り組んだことになる³⁵⁾。

ケインズがムーアの行動の原理に反して、どのような蓋然性の論理を提示したのか、まずは『蓋然性論』における合理的で蓋然的な論証の論理の概要を見てみよう。

32) 「私がまず指摘したいことは、「正しい」は「善なる結果の原因」を意味しており、それゆえ「有用な」と同一であるということになり、したがって、目的は常に手段を正当化するし、いかなる行動もその結果によって正当化されないならば、正しくないことになる。」(Moore [1903] p. 147)

33) *EB*, p. 436. [] 内は筆者の加筆。以下同じ。

34) *EB*, p. 444.

35) 『蓋然性論』が収められている『ケインズ全集』第8巻の序文を書いたブレイスウェイトによれば、この著作の大部分は1914年までに組版を終えていたとされる。また、ケインズ自身も『蓋然性論』の序文において、「フェローの地位を得るための請求論文としてこの書物の執筆をはじめ、第一次世界大戦によって中断された。すでに長きにわたって出版を延ばしており、これ以上待ってみてもさらに進展させることができるかどうか私自身疑わしいので、この主題にかんする私の体系的な構想を提示して、他の人々の手による批判と拡大にゆだねたいと思う」(*TP*, p. xxv)と書いていることから、『蓋然性論』の主たる構想は1914年までには出来上がっていたと思われる。

(1) 蓋然的論証

われわれの知識命題には、観察や経験によって直接獲得されるものと、論証によって間接的に獲得されるものがある。間接的にのみ得られる知識について、ケインズは、その知識にたいする確信 (belief) には合理的確信と非合理的確信があるという。ケインズによれば、合理的確信には、結論に関連をもつ証拠の存在が不可欠である。人が証拠なしに、あるいは結論とまったく関連をもたない「証拠」のみに基づいてあることを確信しているとすれば、たとえその結論が真であることがのちにわかったとしても、論証の時点においてはその確信は合理的ではない。逆に、結論と関連をもつ証拠に基づく論証によってもたらされる確信は、後にその結論が誤りであることが判明したとしても、論証の時点では合理的である³⁶⁾。

さらに、合理的な論証によってもたらされる命題は、三段論法の論理や幾何学の証明のように論理的必然性をもつた100%確実な決定的な論証によってもたらされる命題と、多かれ少なかれ蓋然的にしか獲得されない論証によってもたらされる命題とにわかれる。ケインズが『蓋然性論』において合理的論証を扱う部分で主に対象とするのは、この最後のタイプの命題にかかわるものである。

ケインズによれば、この合理的ではあるが確実にはわからない論証こそが「蓋然的論証」であり、それはわれわれが有している証拠命題集合を根拠に、ある結論命題集合を推測する論証である。そして、その証拠命題から結論命題を導く際のわれわれの確信の度合い (degree of belief)³⁷⁾ を表すのが蓋然性 (probability) である。証拠命題と結論命題とのこのような関係をケインズは蓋然性関係 (probability relation) と呼び、次のように説明している。

「ある命題集合から成る前提を h とし、ある命題集合から成る結論を a とする。もし、 h についての知識が a にたいする合理的な確信を α という度合いで正当化するなら、 a と h との間に α という度合いの蓋然性関係が存在するということにしよう。」(図1)³⁸⁾

ケインズの蓋然性関係にかんして注意しておくべき点を、本論文の論旨にかかわるかぎり

36) TP, p. 10

37) 'belief' という語について、佐藤隆三訳の『確率論』では、「確信」という訳語をあてている。わが国の多くの研究者も同様である。一方、のちに述べるように証拠命題の数に依存する論証の重みが表す 'state of confidence' という語について、塩野谷祐一訳の『一般理論』では「確信の状態」という訳語を充て、'confidence' を「確信」と訳している。また、佐藤隆三訳の『確率論』では、この意味でつかわれていると思われる 'confidence' に、「確信」(85ページ、283ページ、350ページ)、「信頼」(287ページ、296ページ、298ページ、302ページ)、「自信」(316ページ)と複数の訳語を充てている。

これらの内容からみて、ここでの 'belief' は論証の結論にたいする信頼度を表し、'confidence' はその論証を行った自分自身にたいする信頼度を表すと思われるので、本稿では 'belief' に「確信」、'confidence' に「自信」という訳語をあてることとする。

38) TP, p. 4

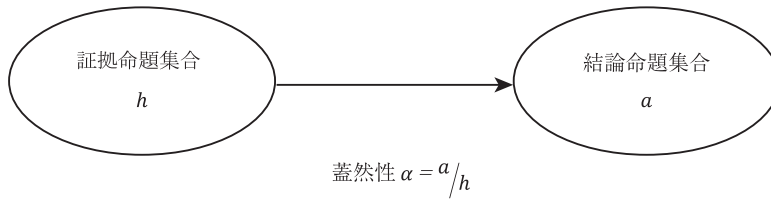


図 1

三点あげておこう。

第 1 点は、この蓋然性が証拠命題と相対的だということである。ケインズは言う。

「命題そのものが蓋然的だとか蓋然的でないとかいうことがないのは、場所そのものが離れているということがありえないのと同じである。同じ言明でも、その蓋然性は提示される証拠によって変わるのだ……。……ある信念が、最初手元にあった証拠に基づけば蓋然的だったのに、さらに情報が増えると支持できなくなった、と主張されることはよくある。手持ちの知識や立てられた仮説が変わるにつれて、結論は新たな蓋然性をもつが、それは絶対的ではなく、それらの新たな前提にたいして相対的に決まるのである。」³⁹⁾

第 2 点は、この蓋然性が論理的だということである。蓋然性が証拠命題と相対的であるということは、同じ結論命題を導く蓋然性関係であっても、証拠命題が異なれば、その蓋然性も異なるということである。論証を行う人が違えば、証拠命題として有している知識も違うから、それに応じて蓋然性も変わる。この意味で蓋然性は個人のもっている知識に依存するのであるが、それは、蓋然性が個人の主観の問題であることを意味しない。ひとたび証拠命題としての知識が与えられると、この蓋然性関係は客観的に一意に決まる。たとえ論証する個人が違って、証拠命題が全く同一なら結論命題を導く蓋然性も同一になる。この意味で、蓋然性は論理的である。

「命題はその命題に関連する知識によって、この関係の程度を変化させるものであって、それゆえ、われわれがこの命題に関連付ける知識を特定しないかぎり、命題を蓋然的であることに意味はない。ノしたがって、このかぎりで蓋然性を主観的であるといってもよいかもしれない。しかし、論理の重視という意味では蓋然性は主観的ではない。すなわち、確率は人間の気まぐれの問題ではない。……我々の知識を決定する諸事象がひとたび与えられると、そうした状況の下で蓋然的であるもの、蓋然的でないものは客観的に固定され、われ

39) TP, p. 8

われの意見とは独立なものとなる。したがって、確率の理論は論理的である。」⁴⁰⁾

第3点は、この蓋然性関係は直観 (intuition) によって直接得られるものであるということである。

「蓋然性関係の客観的な特徴を損なうことなく、しかも直観あるいは直接的判断の助けを全く借りずに個別の蓋然性の大きさを認識する方法を発見する見込みはほとんどない……つまり、個別の蓋然性関係は、まず、そういうものとして直接に認識されなければならない……。われわれは、他の多くの論理的関係の場合と同様、多くの蓋然性関係を直接認識する能力をもっている……。」⁴¹⁾

(2) 論証の重み

ある蓋然性関係をもつ論証がある。その論証の証拠命題集合に証拠命題を新たに加えたときに結論命題が生じる蓋然性が変化するとき、その新たな証拠命題は、結論命題と「関連をもつ」(relevant) 命題であるとされる⁴²⁾。関連をもつ証拠命題のうち、結論命題が生じる蓋然性を高める命題を「有利な」(favourable) 命題、低める命題を「不利な」(unfavourable) 命題と呼ぶ⁴³⁾。

ケインズは、証拠が極めて少ない時点での蓋然性の大きさを「事前確率 (*à priori probability*)」と呼ぶが、その状態から関連のある命題の数が増加するとき、有利な命題が増加すれば蓋然性は大きくなり、不利な命題が増加すれば蓋然性は小さくなる⁴⁴⁾。蓋然性は、証拠命題から結論命題を導く際のわれわれの確信の度合いを表すから、有利な証拠命題が増加すれば、結論命題にたいするわれわれの確信は強まり、不利な証拠命題が増加すれば確信は弱まることになる。

一方、有利、不利にかかわらず、証拠命題の数全体として増加することで、その「論証の重み (weight of argument)」は増加するとケインズは考える。論証の重みは、その論証にわれわれがどの程度の自信をもっているか、すなわち、「 h という証拠に基づけば a は」という確信の度合いで正当化される」という言明にわれわれがどの程度の自信をもっているかを示す⁴⁵⁾。有利な証拠が増えれば高まり、不利な証拠が増えれば低下する蓋然性とは異なり、論証

40) *TP*, p. 4

41) *TP*, pp. 56-57

42) *TP*, pp. 58-60

43) *TP*, p. 73, p. 77

44) *TP*, p. 78

45) 『一般理論』では、この論証の重みの度合いを「自信の状態 (state of confidence)」(*GT*, p. 148)

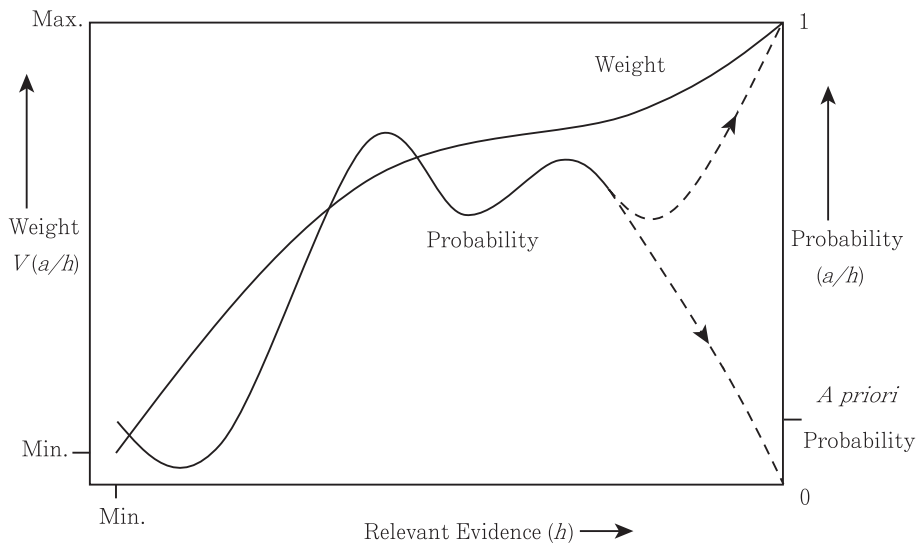
の重みは、証拠が極めて少ない事前確率の状態を最低とし、そこから有利不利にかかわらず証拠命題の数が増えることによって一貫して高まる⁴⁶⁾。のちに見るように、『蓋然性論』においても『一般理論』においても、合理的で蓋然的な論証をもちいて行動の選択を行う場合には、その論証が十分な証拠に基づいて行われ、十分な論証の重みをもっていることが重要である。

では、論証の合理性を担保する証拠命題について考えよう。ある蓋然的な論証において、証拠命題としての知識をわれわれはどのようにして入手するのだろうか。「われわれは知識の一部を直接に獲得し、また一部を論証によって獲得する」⁴⁷⁾ というケインズの記述にしたがえば、この場合の証拠命題は、観察等によって直接的に獲得されるものと、決定的な、あるいは蓋然的な論証によって間接的に獲得されるものとに分かれる。このうち蓋然的な論証によって獲得される証拠命題は、それが当該の蓋然的論証における証拠命題であるとともに、それ自体が一段階前の蓋然的論証における結論命題であるから、当該の論証における結論命題にたいして様々な度合いの関連をもつと同時に、一段階前の論証において、その論証の証拠命題に対応してさまざまな度合いの蓋然性と論証の重みをもつことになる。さらに、この一段階前の論証の証拠命題も、それ以前の蓋然的論証の結論命題であることもあろう。

図2では、 h が結論命題集合 a を導く蓋然的論証における証拠命題集合であり、この集合 h は、さまざまな方法によって獲得される命題集合から成っている。ここでは、 h_3 は直接獲得された証拠命題集合、 h_1 は蓋然的論証によって獲得された証拠命題集合であり h_1 が h_1 を結論命題集合とする一段階前の論証における証拠命題集合である。 h_2 は2段階の推論の結論命題

と呼び、この重みが小さい状態こそが「きわめて不確実 (very uncertain)」(*GT*, p. 148) な状態であるとされている。

46) オドネルはこのことを次のような図を用いて示している。O'Donnell [1989], p. 72



47) *TP*, p. 3

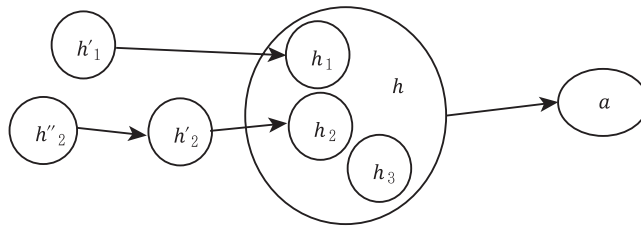


図2

として得られた証拠命題集合である。

さて、蓋然的論証において、このような証拠命題が存在しない場合にわれわれはどのような論証を行えばいいだろうか。

われわれの判断の根拠が存在しなければ、「当たるも八卦，当たらずも八卦」と、すべての選択肢が同じ蓋然性で生じると考えてよいだろうか。ケインズは「蓋然性論：第4章「無差別原理」においてこの問題を扱っているが、そこでは次のように述べている。

[ベルヌイ流の] 無差別原理は次のように主張する。もし問題の対象が、いくつかの選択肢の中で、他のものではなく、ある一つであると断定するだけの既知の理由がないならば、そのときそのような知識と相対的に、それら選択肢のそれぞれの主張の蓋然性は等しいと。したがって、等しくない蓋然性を指定するだけの積極的根拠がない場合には、いくつかの論証のそれぞれに等しい蓋然性が指定されなければならない。／ところで、この規則は、そのまま適用されると、逆説的な、しかも矛盾さえする結論を導くことがある。⁴⁸⁾

このように、ケインズは、証拠命題が存在せず、いくつかの選択肢の蓋然性が等しくないことを示す根拠がないときに、それぞれの選択肢に同じ蓋然性を付すという意味での無差別の原理は誤りだと主張する⁴⁹⁾。

証拠命題がなく、しかも上記の意味での無差別の原理を用いることができない場合、われわれはどのようにして蓋然的論証を行えばいいのだろうか。

ケインズによれば、合理的な論証のためには証拠命題が必須なのだから、証拠命題が存在しない場合には合理的論証は不可能である。このような状況にあってなお合理的論証を行なおうとすれば、結論命題との関連性は低くとも少なくともなんらかの関連をもち、しかもかなり確実に知ることのできる命題、あるいは関連性は高くとも蓋然的にしか得られず、必ずしも確実

48) *TP*, p. 45

49) ケインズにおいて、いくつかの選択肢に同じ蓋然性を与えることができるのは、同一の証拠命題にたいして、結論命題の下位選択肢が、命題と同じ形式を持ち、さらに最小のこれ以上は分割できない形になっており、互いに背反であるときにかぎられる。(*TP*, pp. 65-66)

性の高くない命題など、ともかく論証の証拠となりうる命題を探索し、そうした証拠命題に基づいて蓋然的な論証を行わなければならないということになる。

(3) 行動選択の原理

2.(2) で見たように、ムーアは、行動選択について、将来についての確実な知識がない以上、本来行われるべき帰結の期待値計算はできないのだから、同じ善い帰結が得られればそれで良しとする「帰結主義」の立場から、善い帰結を得るための次善の策として、長い年月を経て形成され検証されてきた一般的規則にしたがって行動を行うべきであるという、いわゆる「規則主義」をとった。このような帰結主義に基づく規則主義にたいして、ケインズは真っ向から反対する。

先に述べたように、ケインズが蓋然性についての研究を開始したのは、ムーアのこの蓋然性についての考え方にたいする不満からであった。ケインズは、善の大きさとその善が生じる蓋然性とを数値的に測定し、両者を掛け合わせて数学的期待値を作成して、その大きさにしたがって行動選択を行うべきであるとする功利主義の考えを否定すると同時に、人々は将来の帰結について、確かに確実に知ることはできないが、蓋然的になら知ることができると考え、その蓋然的な論証の論理を体系的に明らかにしようとしたのである。

「ムーア氏の推理は、確実性が存在しないことを示すことで、蓋然性まで存在しないことを示そうとしている。」⁵⁰⁾

ムーアは善を快楽で置き換えるミル流の功利主義を「自然主義的誤謬」として退けたが、一方で、善を生む行動については、ある帰結が生む善の大きさと、その帰結が生じる蓋然性によって得られる、全体としての善の最大値をもたらすような行動を選択すべきだとする点では、功利主義的計算を主張しているとケインズは批判するのである。ケインズの蓋然性と行動との関連についてのこのような議論は、『蓋然性論』第 部「蓋然性の若干の哲学への適用」、なかでも行動を選択する場合のわれわれの判断を扱った第26章「蓋然性の行動への適用」において、論じられている。

「選択肢のどれを選ぶべきかを決定することは、単なる算術的な手順によって常に可能であるというわけではない。したがって、もし、なにが正しい行動なのかという問題が、あらゆる状況下で決定的な問題であるとすれば、それはその状況全体に向けられた直観的判断によるものであって、一つひとつ切り離して扱われる個々の選択肢に向けられた一連の孤立した

50) EB, p. 446

判断の系列から導き出された算術的演繹によるものではない。……一方の善は他方の善よりも大きい、前者を達成する蓋然性は後者を達成する蓋然性よりも小さいとしよう。そのとき、蓋然性と善とについて、直接的な量的判断を同時に行う力があると考えるのでなければ、どちらを追及するのかという問題は不確定であろう。」⁵¹⁾

ケインズによる数学的期待値による行動選択にたいする批判を見ていこう。功利主義に基づいて、数学的期待値によって行動を選択することが許されないのは、善の度合いが数値的に測定できず、蓋然性の大きさもまた数値的に測定可能であるとはかぎらない、という理由によるものだが⁵²⁾、これらの根本的な二つの理由のほかにも、論証の重み、リスクの存在という二つの理由があるとケインズは言う。

「[善の度合いと蓋然性の度合いの数値的測定可能性という] 二つの点を除いたとしても、二者択一的な行動が導く「数学的期待値」が、われわれの選好度を測るのに適切な尺度であるとする説は、次の二つの理由で疑わしい。第一の理由は [『蓋然性論』の] 第 部で論証の「重み」と呼ばれたもの、すなわち書く蓋然性の基礎となっている証拠の量を無視しているということである。第二の理由は、それが「リスク」という要素を無視しており、しかも天国か地獄かの五分五分の見込みが、その中間の状態を確実に達成することとちょうど同じように好ましいことだと考えているからである。」⁵³⁾

ケインズは、『蓋然性論』第6章において展開した「論証の重み」の概念が、行動選択を左右すると指摘する⁵⁴⁾。

「蓋然性の基礎となる情報の完全さの度合いは、蓋然性の実際の大きさと同様に、実際の決

51) *TP*, p. 345

52) ケインズはここで「異なる一連の行動の「数学的期待値」は、選択がいかにあるべきかを正確に測定するかどうか……」という問いを立て、「おそらく最大量の善を生み出すであろうという、そのような仕方で行動すべきであるという判断の意味は、実際のところ完全に明白とは言えない。この判断は、行動もたらしうる諸結果のそれぞれの善にその蓋然性をかけ合わせたものの和を最大にするように行動すべきであるということの意味するのだろうか……」と述べたうえで、この概念はベルヌイ流の頻度論からの推論であるから、「上の推論は一般的な正当化としては不相当である。」(*TP*, p. 346)と断じる。さらに、善や蓋然性の可測性については、次の指摘も重要である。「たとえ善を大きさの順に並べることができ、その蓋然性もまた大きさの順に並べることができたとしても、それぞれの善とそれに対応する蓋然性の積を大きさ順に並べることができるわけではない。」(*TP*, pp. 349)

53) *TP*, p. 344

54) のちに述べるように、この指摘は『一般理論』においても同様になされている。*GT*, p. 148参照。

定を行うにあたって関連があると考えられる。」⁵⁵⁾

多くの証拠によって裏付けられた論証があれば、実際の行動に際して、ある安心感をもつことができるだろうが、乏しい根拠のみに基づく論証しかなければ、安心して行動することなどできない。行動選択の場面で、蓋然性の大きさはかりでなく、その論証の重みの両者を考慮に入れなければならないというのは、われわれの生活実感とも合致する。このような論証の重みを考慮に入れていないという点で、数学的期待値に導かれる議論は不適切だとケインズは考えるのである。

ケインズが指摘するもう一つの点は「リスク」にかんするものである。人々は将来についての確実な知識をもたないまま行動を選択する際に、その行動がもたらす善だけでなく、その選択が誤った際に引き受けなければならない「好ましくなさ」についても考慮するというのである⁵⁶⁾。ある行動選択を行った場合に引き受けなければならないこのようなリスクは、対象の違い、行動を行う人の属性の違いによって異なる。

たとえば、ある証拠に基づいて「雨が降らない」という結論をある蓋然性をもって導いたとき、その蓋然的な結論にしたがって傘を持たずに出たとする。もしその論証が偽であったとしても、その人は雨に濡れるだけである。一方、同様の合理的で蓋然的な論証によって「事業に成功する」という蓋然的な結論を得、それにしたがって大きな資本を使って起業したときには、その論証が偽であった場合には破産という重大な結果を引き受けなければならない。

さらに、同じ結果であっても、富豪が期待外れによって数百万を失うときのリスクと低所得者が同じ額を失うときのリスクは決して同じではない。前者は余剰資金の単なる無駄遣いかもしれないが、後者にとっては生活基盤の崩壊という重大な結果を意味する。

ケインズによれば、判断を誤った場合に生ずるであろうこのような「好ましくなさ」は行動選択の際に考慮されるべき重大な関心事であるが、数学的期待値による議論にはこの要素は存在しえない。

ケインズは、以上のように、実際に行動を選択する際には、「論証の重み」と「リスク」をが重要な働きをするにもかかわらず、この両者は必ずしも数値的に測定できるものではなく、数学的期待値を用いる功利主義の議論ではこれらを考慮することができないのだと批判するのである。

以上のように、行動選択においては数学的期待値を用いることはできないとする一方で、ケインズはムーアの「規則主義」をも否定する。「若き日の信条」には次の一節がある。

「われわれは、一般的規則にしたがうという、われわれに課された個人的義務を一切否定し

55) *TP*, p. 346

56) *TP*, pp. 346-347

た。われわれには個々の事例をすべてその価値によって判断する権利があり、それを立派にやってのけるだけの分別と経験と自制心がある、と自負していた。」⁵⁷⁾

それでは、数学的期待値に頼ることもできず、一般的規則にしたがうことも拒否したケインズは、行動選択を何に基づいて行うのだろうか。実は、ケインズは善や蓋然性の場合と同様、ここでも行動選択は直観的判断にしたがって行うことができると考えていた。

ケインズがムーアに倣って、善を定義不可能なものであり、直観によって直接知覚するものであると考えていたことは既に見た。また、のちに見るように、ケインズにとっては蓋然性も直観によって直接認識されるものである。これと同様に、どの選択肢を選んで行動するかを決定する際にも、ケインズは直観に基づき善と蓋然性をひとまとめにして知覚することではじめてそれが可能になるとするのである。

「善の判断および蓋然性の判断はともに、どこか直接的な直観的理解という要素を含んでおり、またともに量的である。ある行動の「当為 [なすべきこと]」の大きさは、これら二つの直接的判断によって得られた大きさをただ掛け合わせることで直ちに決定できるかどうかについて、われわれは疑問を呈した。したがって、与えられた状況の下での行動の「当為」の大きさについて新しい直接的判断が必要とされるだろう。しかも、この [当為の大きさについての] 直接的判断は [善と蓋然性という] 前の二つの判断と単純で必然的な関係をもっている必要はないのである。」⁵⁸⁾

「確実性よりも低い度合いの蓋然性の知識はいかなる結論が真であるかをわれわれが知るためには役に立たないし、ある命題が真であるかどうかとその蓋然性との間には直接の関係はなにもない、ということを手前に述べた。蓋然性はあくまでも蓋然性である。…… / 蓋然性の重要性は行動を行う場合にそれにしたがうことが合理的であるという判断から導き出せることであるにすぎない。また、実践面で蓋然性に依存することは、われわれが行動を行う際にそれをいっくらか考慮して行動を行うほうがよいという判断によって正当化できるにすぎない。」⁵⁹⁾

蓋然性と行動との関係でいえば、合理的な論証という観点からは蓋然性が行動の選択に意味をもつが、蓋然性が高いことは、実際に行動に移すための必須の要件ではない。ケインズは、人は行動の帰結をもたらす善とその蓋然性を同時に直接知覚するが、何を為すべきかという当

57) *EB*, p. 446

58) *TP*, pp. 349-350

59) *TP*, p. 356

為の大きさの判断は、また独立の直観的理解によって行われるのであるから、場合によっては、行動を選択する判断に際して蓋然性がそれほどの意味を持たない場合も存在するとする⁶⁰⁾。合理的で蓋然的な論証がたとえ首尾よく行われたとしても、何を為すべきかの判断にはまだ判断すべき事項、すなわち、善についての直接的判断と、この二つを同時に行うことから得られる当為についての直接的判断が必要だと言うのである。

このように『蓋然性論』においては、合理的な論証を扱う部分と、その現実の行動への適用を扱う部分とでは合理性にたいする強調の度合いが異なる。合理的で蓋然的な論証を扱った前半部分において合理性が決定的な重要性をもつのは当然であるが、一方、この蓋然性を現実の問題に応用する第 部、なかでも行動を選択する場合のわれわれの判断を扱った第26章において、合理的な推論はその判断に必要な要素の一つとしての位置づけは与えられながらも、それが唯一の要素であるとされているわけではなく、合理的論証以外の要素の意義もまた強く主張されていることは注目しておかなければならない。

4. 『一般理論』における期待と行動

以上のような、『蓋然性論』における合理的で蓋然的な論証、そして、その行動選択への応用は、『一般理論』における経済主体の期待や行動とどのような関係にあるのだろうか。

(1) 合理的論証としての期待

周知のように、ケインズは『一般理論』第11章の投資量の決定理論において、資本の限界効率と利子率とが等しい点で決定されるとしている⁶¹⁾。この資本の限界効率は、当該資本がその存続期間にわたって獲得すると期待される予想収益率である⁶²⁾。ここで企業者が期待する予想収益は、その資本の存続期間という、比較的長い期間にわたっての期待に依存するものであり、ケインズは『一般理論』第12章「長期期待の状態」において、この資本資産にかかわる期待について考察している。

ケインズは経済を有機的統一体だと考えていたから、それは、経済主体が独立の一定不変の

60) このように考えると、ケインズが蓋然性の理論と近代倫理学の最初の接触として、イエズス会の蓋然主義の教説を取り上げたことにも、何らかの意味があるのではないと思われる。そこでは、「人がある行動をする場合、その結果が可能な最善のものである蓋然性がいかに小さくとも、とにかく存在するのであれば、その人の行動は正当化される。」(TP, p. 340) とある。

61) 「投資額は投資需要表の上で資本一般の限界効率が市場利子率に等しくなる点まで押し進められるであろう。」(GT, pp. 136-137)

62) 「資本の限界効率とは、資本資産から存続期間を通じて得られると期待される収益によって与えられる年金の系列の現在値を、その供給価格にちょうど等しくさせる割引率に相当する……。」(GT, p. 135)

影響を及ぼしあう独立した要素であると考えすることはできず、複雑な相互依存関係を及ぼしあひながら、しかもその影響も時間的に変化するような対象であった。ケインズがここで考察した長期期待は、このように時間的に変化する経済において、不確実な将来の出来事についての知識を蓋然的に得ようとする論証であり、『蓋然性論』において有機的統一体を対象に論じた蓋然的論証の経済における具体化である⁶³⁾。この期待を「合理的に」行おうとするかぎり、期待には根拠がなければならない。3.(1)で見たように、ケインズにおける合理的な蓋然的論証においては証拠命題が極めて重要な役割を果たすからである。しかも、3.(2)で見たように、その証拠命題には直接に獲得される命題も、論証によって間接的に蓋然的に獲得される命題もあった。

すでに見たように、ケインズは、合理的な蓋然的論証に基づいた行動には論証の重みが重要な役割を果たさなければならないと述べているが、『一般理論』における長期期待においても論証の重みが重要な役割を果たすと考えている。

「私は『きわめて不確実』(very uncertain)ということ、『蓋然性のきわめて小さい』(very improbable)ということと同じ意味で用いてはいない。私の『蓋然性論』第6章『論証の重み』を参照のこと。』⁶⁴⁾

「われわれの決意の基礎をなす長期期待の状態は、単にわれわれの行うことのできる最も蓋然性の高い予測にのみ依存するものではない。それは同時に、その予測をするにあたっての自信にわれわれの最善の予測がまったく誤りに帰す可能性をわれわれがどの程度高く評価するか に依存する⁶⁵⁾。

『一般理論』において、ケインズは長期期待を構成する証拠命題について、次のように述べている。

「予想収益にかんする期待の基礎にある考慮事項は、一部分はいくぶん確実にわかっていると想定することのできる現在の事実であり、一部分はいくぶん自信をもって予測しうるに過ぎない将来の出来事である。前者に属するものとしては、さまざまな種類の資本資産および資本資産一般の現在のストックと、能率的な生産のために資本の比較的大きな助けを必要とする財貨にたいする現在の消費者需要の強さが挙げられる。後者の中には、資本資産スト

63) 『蓋然性論』における蓋然的論証と『一般理論』における期待との関係については、藤原 [1992]、藤原 [1993] を参照のこと。

64) *GT*, p. 148. f. n.

65) *GT*, p. 148

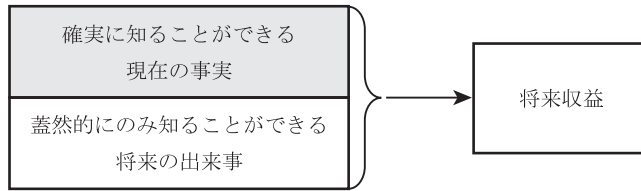


図 3

ツクの類型や数量の将来の変化，消費者の嗜好の将来の変化，その投資物件の存続期間における時々の有効需要の強さ，およびその存続期間に起こるかもしれない貨幣表示の賃金単位の変化が含まれる。後者全体にたいする心理的期待の状態を長期期待の状態として総括することができる。」⁶⁶⁾

将来収益にかんする証拠命題として考えると，そこに含まれる「現在の事実」は将来収益という結論命題にたいして相対的に弱い関連しかもっていない代わりに直接の観察等によって比較的確実に知ることができる。一方，「将来の出来事」はこの結論命題にたいして強い関連をもっているが，われわれはこれらを確実に知ることができず，ただ蓋然的に論証する他にない(図3)。

将来収益を結論命題とする蓋然的論証の証拠の一部をなす「将来の出来事」をさらに論証するための証拠命題には，同様に，現在の事実と将来の出来事があるだろうが，後者はさらに蓋然的論証によってもたらされざるを得ない。

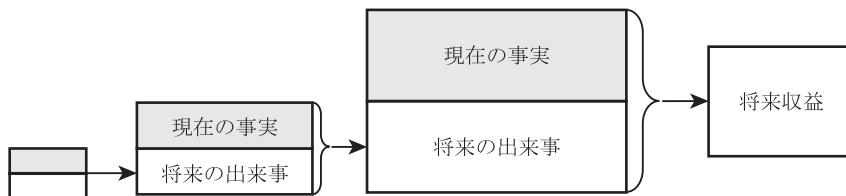


図 4

こうして，時間的な変化をともなう有機的統一体としての経済において，将来についての不確実性が存在する中で，将来収益を知るための長期期待を結論となんらかの関連をもつ証拠命題に基づいて合理的に行おうとするかぎり，この期待を表す蓋然的論証の証拠命題の中には，結論命題と関連は弱いものの，比較的確実に知ることのできる「現在の事実」の占める比率が大きくならざるを得ないことになる(図4)。

「われわれが期待を構成するさいに，きわめて不確実な事柄を重視することは愚かであろう。

66) *GT*, p. 147

したがってわれわれがいくぶんでも自信をもつ事実 [現在の事実] によってかなりの程度導かれることが合理的であって、たとえ曖昧で乏しいわれわれの知識しかない他の事実 [将来の出来事] に比べて、それが問題にたいして決定的に弱い関連しかもっていないとしてもそうである。この理由のために、現在の事実が、ある意味では不釣り合いに、われわれの長期期待の構成の中に入ってくるのである。」⁶⁷⁾

しかし、ここには一つの問題が存在する。上に述べたように、変化する経済において合理的な論証を行おうとすれば、現在の事実がその証拠の大きな部分を占めざるを得なくなるとはいえ、経済が時間的に変化するからこそ期待が必要なにもかかわらず、「現在の事実」を証拠命題として将来の命題についての論証を行うことは許されるのだろうか、という問題である。

ケインズはこの問題にたいし、「慣行 (convention)」という概念を用いて対処しようとする。

(2) 慣行

先に述べたように、合理的な論証では証拠命題の存在が不可欠であり、結論命題と関連をもつ証拠命題が十分に存在してこそ、強い自信の状態をもった期待を形成することができる。しかし、実際には不確実な将来について、われわれは適切な証拠命題をほとんど手にすることができない。このような無知の状態にあって、それでも合理的な論証を維持するためになんらかの証拠命題を確保できるよう力を貸すのが「慣行」である⁶⁸⁾。

「実際には、われわれは通常暗黙のうちに一致して、実をいえば一種の慣行に頼っている。この慣行の本質は もちろん、それほど単純な作用をするものではないが われわれが変化を期待する特別の理由をもたないかぎり、現在の事態が無限に持続すると想定するところにある。このことは、われわれが本当に現在の事態が無限に持続すると信じていることを意味するのではない。われわれは広範な経験から、このようなことはとてもありそうにないことを知っている。」⁶⁹⁾

67) *GT*, p. 149

68) 結論命題と関連をもつ証拠命題を全く持たないという意味で無知の状態にある場合に、無差別の原理を用いることはできないと『蓋然性論』においてケインズが考えていたことは既に見た。ケインズは同じことを『一般理論』でも指摘している。

「われわれの行動を合理化するにあたって、無知の状態にある人にとっては両方向への誤差は等しい確率をもつから等確率を基礎とする平均的な保険数学的期待値を使うことができると論ずることはできない。なぜなら、無知の状態を基礎とする算術的等確率の想定がばかばかしい結果に陥ることは容易に証明できるからである。」(*GT*, p. 152)

69) *GT*, p. 152

客観的には将来に変化が起きないことはあり得ないし、しかも、われわれはそのことを知っている。それにもかかわらず、将来になにか変化が生じることが期待されないかぎり、現在の状況が将来も続く想定して判断を行うというのが『一般理論』における「慣行」なのである。

ケインズは、所有と経営が分離され、株式市場が整備された段階においても株価と資本の限界効率との間には密接な関係があることを説明した後、資本の限界効率を左右する株価の決定にあたっては、慣行がさらに大きな意味をもつことを指摘する。慣行は、将来の出来事に対して情報を十分に持たない人々が、将来にも現状が継続すると仮定することであるが、株式市場で売買を行う人々は、その株式が代表する実物資本について、企業者に比べてもより知識を持たないから⁷⁰⁾であり、また、実物資本の投資にかかわる射程の長い期待に比べて、株式の売買にかかわる期待はその射程が短く、短い期間であれば、変化が生じる見込みは相対的に小さいと考えられるからである。株式市場において、慣行が頼りになるかぎり、現在の株価の情報が与えられれば、その株価をとりあえずの基準として考え、その株価を変動させる情報が得られなければ、自らの判断を変える必要がないと考えることができるのである。したがって、慣行が維持されているかぎり、株価は安定し、また資本の限界効率も安定する。

しかしながら、慣行はあくまでもわれわれの心理のうちにあるに過ぎない要因であり、客観的な根拠をもたず、強い自信に裏付けられたものではないから、われわれの心理を揺るがすような新たな情報がもたらされた場合には、容易に崩壊する。

「予想収益にとって実際にはさほどの違いをもたらさない要因であっても、これらの要因について突然の意見の動揺が起こると、多数の無知な個人の群集心理の産物として作られた慣行的な評価は、激しい変動にさらされがちである。それは慣行的評価を維持するための強い信念の根拠がないからである。確定的な変化を予想する明白な根拠はないにしても、現在の事態が無限に持続するという仮説が通常よりもあてにならなくなった異常な場合にはとくに、市場は楽観と悲観の波にさらされることになるだろう。それは不合理なことではあるが、合理的な計算のための確固たる基礎が存在しない場合には、ある意味において正当なことである。」⁷¹⁾

ケインズが『一般理論』で指摘するように、慣行的判断は、参加者が無知であり、さらに期待の射程の短い株式市場において典型的に現れるが、これは株式市場に特有の事態ではない。

70) 「社会の総資本投資の持ち分のうち、経営に参加せず、したがって特定の事業の現在および将来の事情について特別な知識を持たない人々によって所有される部分が次第に増加した結果、それを所有している人々やそれを買おうと考えている人々が行う投資物件の評価の中には、実情に即した知識の要素が著しく少なくなっている。」(GT, p. 153)

71) GT, p. 154

有機的統一体であり、そのために将来についての確たる知識をもつことのできない経済においては、多くの場面で慣行が合理的判断のための助けとして用いられている。

慣行は利子率の決定にも作用している。ケインズは言う。「利子率は高度に心理的な現象であるよりもむしろ高度に慣行的な現象であるといった方が、おそらくはるかに正確であるかもしれない。」⁷²⁾そして、資本の限界効率と利子率との安定性の違いは、慣行が頼りにできる度合いによるとするのである⁷³⁾。

このように、慣行が経済の多くの場面で作用しているとすれば、たとえ、現在の経済状況には変化がなかったとしても、将来に変化が起きることが期待される場合には、経済のいたるところで確信は崩壊し、現在の経済行動は変更される。たとえば、ある時点で、たとえば増税など将来の政策の変更が突然予想された場合には、その時点での経済状況に変化がなかったとしても、その時点での消費行動や投資行動などに影響が生じることになるだろう。経済は慣行が維持できているかぎりにおいて安定し、その慣行の崩壊にともなって変動するのである。

留意すべきなのは、ムーアの「一般的規則」とケインズの「慣行」とは、一見似た概念に思えるが、この二つには大きな隔たりがあるということである。ムーアの一般的規則は、長く検証されながら存続してきたものであることで、この規則にしたがうことで全体として善が生じるであろうことを主張する。われわれは行動が生み出す将来の帰結とその蓋然性について知ることができないなら、大きな善という帰結を生み出すためには、過去に検証済みの一般的規則にしたがうべきであり、そうすれば「正しい」行動を行うことができる、とするのがムーアの考えである。ここでは、一般的規則は客観的に見て安定的であり、個人における判断の排除と規則の遵守が含意される。

一方、ケインズの慣行は、われわれの判断の根拠となる証拠を確保するために用いられるものであり、それは、われわれの心理のうちであり、条件付きの安定性と突然の崩壊を含意するものである。ケインズにおける慣行は、個人における判断を前提とするものであり、個人の合理的判断を可能にするために導入されるものである^{74), 75)}。

72) *GT*, p. 203

73) *GT*, p. 204

74) たとえば、結婚という行動を選択すべきかどうかを決定するという例を考えよう。

ムーアの「一般的規則」に従うべきという「規則主義」によれば、結婚という行動が幸せという帰結をどのような蓋然性で生むのかについて知ることができないから、「ある程度の年になったら結婚したほうがいい」という「一般的規則」に従うべきだということになる。

ケインズの「慣行」に頼るという議論によれば、相手への感情、健康状態、就労状態、生活環境などについて、将来どのような状態になるかについて、われわれは確実な知識を持たないが、少なくともある程度の期間は、現在の状況にはそれほど大きな変化はないという「慣行」を前提として、結婚という行動が幸福をもたらすかどうかについて自ら判断し、結婚という行動を行うかどうかを決定することができるということになる。

75) もっとも、ケインズの『一般理論』において、ムーアの「規則主義」に近い考え方が表れている個

慣行に依存する期待は、ケインズの意味では決して「非合理的な」論証ではない。慣行は合理的論証を行うために必要な証拠命題を獲得するためにおかれる心理的、一時的な想定であり、これに基づいた論証はそのかぎり、ケインズにおいては合理的な論証なのである。

(3) アニマルスピリット

合理的論証によって、ある蓋然性をもった期待が形成されたとする。では、この期待が形成されれば、ただちに経済主体は実際に行動を起こすことができるのだろうか。蓋然的論証と行動の関係にかんして、3章において提示した蓋然性と行動選択との関係という問題は、『一般理論』においても経済という具体的な場面で論じられている。第12章におけるアニマルスピリットの検討がそれである。ケインズは、アニマルスピリットを行動を起こす際の原動力としてとらえ、次のように説明する。

「十分な結果を引き出すためには将来の長期間を要するような、なにか積極的なことをしようとするわれわれの決意のおそらく大部分は、アニマルスピリット——不活動ではなく活動を欲する自生的衝動——の結果としてのみ行われるのであって、数量的確率を乗じた巢受領的利益の加重平均の結果として行われるものではない。……もしアニマルスピリットが鈍り、自生的な楽観が挫け、数学的期待値以外にわれわれに頼るべきものがなくなれば、企業は衰え死滅するであろう。」⁷⁶⁾

ケインズが『蓋然性論』第26章において、行動を選択する際には、当為の大きさを直観的に理解する——すなわち帰結が生む善の大きさとその蓋然性とを「同時に直接知覚」することで、必ずしも蓋然性のみに依存しない——と考えていたことは先に見たが、ここでは、経済という具体的な場で、活動やその活動からもたらされるかもしれない成果による満足（この場合は、『蓋然性論』における倫理学の場とは異なり、善というわけではないが、）を含んだ当為の大きさを直観し、それを求める人間の本性が、論証から行動へ進む際の原動力になる可能性を指摘するのである。

「個々人の創意は、合理的な計算がアニマルスピリットによって補足され支持される場合の

所もないわけではない。株式やそれが代表する資本についてほとんど知識をもたない「素人」と対比する形で、多少でも知識をもっている「玄人」の判断について述べている個所で、ケインズは「世俗的知恵が教えるところによれば、世間の評判を得るためには、慣行に従わずに成功するよりも慣行に従って失敗した方がいいのである。」(GT, p. 156) と述べられている。しかしこれは、知識をもっている人にとっても、一般的規則に従うことで責任を回避できることを主張するのであり、無知な人にとっては一般的規則に従うことで善がもたらされるとするムーアの規則主義とは異なる。

76) GT, pp. 161-162

み、適切なものとなる。そのとき、……しばしば先駆者を襲う究極的損失への不安は、あたかも健康な人が死の予想を念頭に置かないのと同じように、念頭から拭い去られている。」⁷⁷⁾

これまで、アニマルスピリットは、人間の本性をもっぱら合理的なものだととらえ、その論理を体系化しようとした『蓋然性論』における「前期ケインズ」から、経済における非合理性に目を向けるに至った「後期ケインズ」への転換の表れとしてとらえられることが多かった。しかし、すでに述べたように、『蓋然性論』においても、合理的な論証を扱う前半部分とは異なって、行動選択への適用を論じた部分にかんしては、必ずしも合理的な蓋然的論証だけで行動が決定されると考えていたわけではない。『一般理論』において行動への原動力とされるアニマルスピリットの倫理学上の原型はすでに『蓋然性論』に存在していたとみるべきであろう。

このことを示すように、『一般理論』においても、ケインズはアニマルスピリットに導かれる行動選択が、合理的な論証や計算とは無縁の非合理的なものだとは考えていない。

「われわれはこのことから、すべてが不合理な心理の波に依存すると結論してはならない。……将来を左右する人間の決意は、それが個人的なものにせよ政治的なものにせよ経済的なものにせよ、厳密な数学的期待値に依存することはできず——なぜなら、そのような計算を行うための基礎は存在しないからである——車輪を回すのはわれわれの生まれながらの活動への衝動である。……われわれの合理的な自己は、可能な場合には計算をしながらも、しばしばわれわれの動機として気まぐれや感情や偶然に頼りながら、できるかぎり最善の選択を行っているのである。」⁷⁸⁾

現実社会において、合理的はあっても蓋然的にすぎない期待が形成されたとしても、そのことだけで実際の行動が行われるわけではない。たとえば、ある会社員が、現職を辞して起業する場合を考えてみればよい。新しい事業の商品にたいする需要状況、競合者の状況、経営環境などについて多くの情報を収集し、それなりの度合いの蓋然性で成功が期待されたとしても、実際に会社を辞してリスクを伴う新事業に乗り出すためには、ある種の「思い切り」が必要であろう。合理的な論証が行われても、背中を押してくれるような、人間の感情に由来する原動力がなければ、計画を現実の行動に移すことは困難なのである。

だからといって、この会社員は、入手可能な情報も集めず、合理的な期待もせず、感情のみに任せて起業するというのも事実ではないだろう。リスクを伴う行動が現実に行われるためには、集めうる情報は集め、考えられうる事項は考え、いくらかでも成功の見込みがあると期待できたとき、それに加えて「不活動ではなく活動を欲する自生的衝動」が必要なのである。

77) *GT*, p. 162

78) *GT*, p. 163

「若き日の信条」において、ケインズは、快樂や金銭的価値の最大化を求めるベンサム流の功利主義を批判して次のように述べている。

「まさにこの伝統が現代文明をその内部から蝕んできた蛆虫であって、現在のその道徳的退廃の原因となっているものだと考えている。……人気のあったこの理想の善いところを台無しにしていたものは、経済的基準の過大評価の上に成り立った、このベンサム主義の計算法だったのだ。」⁷⁹⁾

経済的価値の実現を目的としながら、また、その実現をできるかぎり合理的に得ようと努力しつつも、それを唯一の動機とせず、人間本性に基づき、直観的に得られる活動への衝動を行動の原動力であるとした、『一般理論』におけるアニマルスピリットは、経済的基準のみに基づく行動原則である功利主義を嫌悪したケインズの「若き日の信条」における功利主義批判の議論と重ね合わせることができるだろう。

おわりに

以上、ケインズの『蓋然性論』および『一般理論』における蓋然的論証と行動について検討してきた。そこで明らかになったことは、次のとおりである。

「初期ケインズ」に属するとされる論理的な蓋然性の体系化を目指した『蓋然性論』において、その主要部分において合理的な論証が扱われているのは確かであるが、その行動への適用の部分では、必ずしも合理的な蓋然性関係のみで行動が行われるという議論がなされているわけではないこと、また、「後期ケインズ」に属するとされる『一般理論』においても、期待という内的世界においては、合理性が中心的な位置を占め、さらに、慣行という心理的要因がケインズの意味での合理的論証を可能にする役割を果たしていること、さらに、『一般理論』において具体的な投資行動を実践する場面では、合理的な判断に加えて、アニマルスピリットという自生的な衝動が、期待という内的世界から行動という実践へと進む後押しをする原動力として機能すること、である。「初期ケインズ」と「後期ケインズ」の間には、一見、合理性から非合理性へという転換があるように見えるし、たしかに「後期ケインズ」には、机上の論理に縛られない現実観察が色濃く表れている。「若き日の信条」が描く10代から20代、『蓋然性論』を出版した30代、『一般理論』の50代とケインズの経験の深化によって、経済にたいする認識を深め、成熟がもたらされたことはおそらく事実であろうが、それにもかかわらず、『一般理論』における期待と行動の原理の原型はすでに『蓋然性論』の中に存在しており、『蓋然性論』

79) *EB*, pp. 445-446

と『一般理論』との間にある合理性の強調の度合いの違いは、論理と経済という研究対象の違いを反映しているものだとみることができる。

このようなケインズの主張の連続性の背後にあるのは、ケインズが人間や社会を「有機的統一の原理」にしたがうものであり、その解明はこの対象の性質と整合的な仕方で行われなければならないという考え方を一貫してもっていたことである。

ケインズは、「若き日の信条」においても、その後1921年の『蓋然性論』を経て、1936年の『一般理論』に至っても、時間的に変化し、複雑な相互依存関係をもつ対象を前提としており、この問題にたいするケインズの態度は「初期ケインズ」から「後期ケインズ」まで一貫していたと考えるべきである⁸⁰⁾。1章で引用した「若き日の信条」の言葉に見られるように、「有機的統一の原理」は「初期ケインズ」から「後期ケインズ」を繋ぐ糸であった。

ケインズは、1933年に書いたマーシャルへの追悼文の中で、人間社会の分析に原子仮説を用いることを厳しく批判している。そして、この認識こそ、論理学にせよ経済学にせよ、ケインズの議論を特徴づけるさまざまな要素の基礎に一貫して存在してきたものであると考えなければならない。

「物理学ではあれほど見事な働きを見せていた原子仮説も、精神科学では破綻してしまう。われわれはいたるところで、有機的統一、離散性、不連続性という問題に遭遇するのである——全体は部分の総和と等しくはなく、量の比較はできず、小さな変化が大きな結果を生み出し、一様で同質な連続体という前提は満たされない。」⁸¹⁾

参考文献

- Bateman, B. W. and Davis, J. B. (eds.) [1991] *Keynes and Philosophy: Essays on the Origin of Keynes's Thought*, Edward Elgar.
- Bateman, B. W. [1996] *Keynes's Uncertain Revolution*, The University of Michigan Press.
- Bell, Q [1968] *Bloomsbury*, Weidenfield and Nicolson. (出淵敬子訳『ブルームズベリー・グループ』みすず書房, 1972年.)
- Carabelli, A. [1988] *On Keynes's Method*, St. Martin's Press.
- Davis, J. B. [1994] *Keynes's Philosophical Development*, Cambridge University Press.
- Fitzgibbons, A. [1988] *Keynes's Vision: A new political Economy*, Oxford University Press.
- Keynes, J. M. [1915 (1973)] "My Early Beriefs," in *Collected Writing of J. M. Keynes* vol. 9, The Royal Economic Society. (EB) (宮崎義一訳『説得論集』東洋経済新報社, 1981年所収.)
- Keynes, J. M. [1921 (1973)] *A Treatise on Probability*, rep. in *Collected Writing of J. M. Keynes* vol. 8, The Royal Economic Society. (TP) (佐藤隆三訳『確率論』東洋経済新報社, 2010年.)

80) 1905年という早い時期に書かれた「指数論」にかんしても、経済についてのこの認識が前提とされていることについては、藤原 [2008] を参照のこと。

81) Keynes [1933 (1973)] p. 262

- Keynes, J. M. [1933 (1973)] *Essays in biography* in *Collected Writing of J. M. Keynes* vol. 10, The Royal Economic Society. (大野忠夫訳『人物評伝』東洋経済新報社, 1980年所収。)
- Keynes, J. M. [1936 (1973)] *The General Theory of Employment, Interest and Money*, rep. in *Collected Writing of J. M. Keynes* vol. 7, The Royal Economic Society. (GT) (塩野谷祐一訳『雇用・利子および貨幣の一般理論』東洋経済新報社, 1983年。)
- Moore, G. E. [1903] *Principia Ethica*, Cambridge University Press. (泉谷周三郎, 寺中平治, 星野勉訳『倫理学原理』三和書房, 2010年。)
- Lawrence, D. H. (Moore, H. T. ed.) [1962] *The collected letters of D. H. Lawrence*, Heinemann.
- O'Donnell, R. M. [1989] *Keynes: philosophy, economics and politics*, Macmillan.
- O'Donnell, R. M. (ed.) [1991] *Keynes as Philosopher Economist*, Macmillan.
- 浅野栄一 [2005] 『ケインズの経済思考革命：思想・理論・政策のパラダイム転換』勁草書房。
- 泉慎一 [2011] 『J. M. ケインズと帰納法』(音無通宏編著『功利主義と経済思想の展開』中央大学出版部, 2011年所収)。
- 泉慎一 [2012] 『J. M. ケインズの『蓋然性論』と『一般理論』第11章・第12章との関連』『中央大学経済研究所報』第43巻。
- 伊藤邦武 [1995] 『ケインズの哲学』岩波書店。
- 小畑二郎 [2007] 『ケインズの思想 不確実性の倫理と貨幣・資本政策』慶応義塾大学出版会。
- 斎藤隆子 [1995] 『ケインズの哲学と経済学』『経済論叢』(京都大学)。
- 塩沢由典 [1983] 『『確率論』からみたケインズ』『ケインズ生誕100年別冊経済セミナー』日本評論社。
- 高数学, 新井一成 [2013] 『『確率論』と『一般理論』における Keynes 流「不確実性」観の類別：部連続説の立場から』『東京学芸大学紀要, 人文社会科学系』, 64号。
- 藤原新 [1992] 『ケインズ『蓋然性論』からみた『一般理論』の今日的意義：資本の限界効率を再考する』『立教経済学研究』第45巻第4号。
- 藤原新 [1993] 『ケインズ「一般理論」の方法 「蓋然性論」における蓋然的推論の論理』『統計学』第64号。
- 藤原新 [2008] 『「一般的交換価値」の測定とケインズの指数論』『立教経済学研究』第62巻第2号。
- 宮崎義一 [1980a] 『J. M. ケインズ問題 “ハーヴェイ・ロードの前提条件”をめぐって』(新飯田宏, 伊東光晴編『現代経済学 その現状と展望』日本評論社所収)。
- 宮崎義一 [1980b] 『ケインズの国家観』(村野建二編『一九三〇年代のヨーロッパ』岩波書店所収)。
- 和田重司 [2010] 『資本主義観の経済思想史』中央大学出版部。
- 和田重司 [2011] 『G. E. ムーアと J. S. ミルの功利主義論』(音無通宏編著『功利主義と経済思想の展開』中央大学出版部, 2011年所収)。